

げすいどう通信

下水道使用料を改定します

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道サービスを提供していくため、ご理解とご協力をお願いします！

●主な改定内容

下水道使用料を平均29%引き上げる改定。

種類	排水量	使用料		
		現行	改正後	差額
一般用	10m ³ 以下	700円	905円	205円
	10m ³ を超え 20m ³	1m ³ につき 80円	105円	25円
	20m ³ を超え 30m ³	1m ³ につき 90円	115円	25円
	30m ³ を超え 50m ³	1m ³ につき 105円	135円	30円
	50m ³ を超え 100m ³	1m ³ につき 120円	155円	35円
	100m ³ を超え 200m ³	1m ³ につき 140円	180円	40円
	200m ³ を超え 500m ³	1m ³ につき 150円	195円	45円
	500m ³ を超	1m ³ につき 160円	205円	45円
公衆浴場用	300m ³ 以下	6,500円	6,500円	0円
	300m ³ を超	1m ³ につき 40円	40円	0円

下水道使用料の改定による1か月当たりの影響額（税抜き）

汚水排水量	現行	改正後	影響額（値上げ額）
0から10m ³	700円	905円	205円
20m ³	1,500円	1,955円	455円
30m ³	2,400円	3,105円	705円
50m ³	4,500円	5,805円	1,305円
100m ³	10,500円	13,555円	3,055円
200m ³	24,500円	31,555円	7,055円
500m ³	69,500円	90,055円	20,555円
1,000m ³	149,500円	192,555円	43,055円

令和2年7月に改定しますが、継続してご利用いただいている方につきましては、奇数月検針の方は令和2年10月分から、偶数月検針の方は同年11月分から新料金でお支払いをお願いします。

一般家庭で1ヵ月当たり20m³の水量を使用した場合、1,500円から1,955円へ455円の増額となります。（下水道使用料は、2ヵ月分の料金を水道料金と一緒に請求しています。）

●改定理由

市の下水道事業は事業着手から65年以上経過し、施設の老朽化に伴う改築更新費用の増大や下水道使用料収入の減少化等の問題を抱えています。

下水道使用料は、下水道の管渠や処理場の維持管理費などに使われており、これらの汚水処理に係る費用は、下水道使用料で賄う受益者負担が原則とされています。

しかし、市では市税を財源とする一般会計からの多額の繰入金により、下水道使用料の不足分を補てきました。下水道事業のメリットを享受していない市民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡が問題となつております。市税に依存しないための財源確保が最大の課題です。

市ではこれまでコスト削減など経営努力を行つきましたが、これだけでは厳しい経営状況に対処することが困難となつています。下水道使用料の適正化を図るために、令和元年度に下水道事業審議会、さらに市議会で改定案の審議が行われた結果、下水道使用料の改定をすることになりました。下水道使用料の改定は、平成9年改定以来、23年ぶりの改定となります。

下水道事業は利用者の皆さんのお支えられています。今回の改定により皆様にご負ります。

担当をおかけしますが、今後もより良い下水道事業経営に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、市街地以外で実施している市設置型の合併処理浄化槽の使用料や農業集落排水事業の使用料については、今回の改定には該当しません。

